

## 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令について

平成16年3月

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

平成16年3月30日、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令（平成16年 経済産業省・環境省令第2号）が公布されました。その概要は、次のとおりです。

### 1. 省令の概要

本省令案は、特定家庭用機器再商品化法（以下、「法」という。）第51条（帳簿）に基づき法施行規則第47条で定める帳簿に記載すべき事項について、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成16年1月7日政令第1号。以下、「改正政令」という。）の公布に伴い、その施行に先立って「再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項」に係る規定を整備するとともに、その実行を確実にするため帳簿に記載すべき事項を拡充するものである。

### 2. 省令の内容

法第18条（再商品化等実施義務）第2項に規定する「再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項」の実行を記録することを義務付けた法施行規則第47条第1号トの規定を次のように改正する。

- (1) 改正政令により、法施行令第2条及び第3条が全面改定され、法施行規則第47条第1号トで引用するフロン類（特定物質等）を定義している「令第3条各号に掲げるもの」が「令第2条第2項各号に掲げるもの」に改められたため、これに倣った改正をおこなう。
- (2) 改正政令により、「再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項」として新たに電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の廃棄物の断熱材に含まれるフロン類の回収・破壊等が義務付けられたため、断熱材に含まれていたフロン類を回収した場合を帳簿に記載すべき事項に追加する。

(3) 回収したフロン類に係る処理の適正管理を強化するため、帳簿に記載すべき事項として①回収したものの重量、②自ら破壊したものの重量及び③破壊を委託したものの重量並びに④当該委託したもののうち破壊されたものの重量を記載することを義務付ける。

### 3. その他

公 布： 平成16年3月30日 (火)

施 行： 平成16年4月 1日 (木)



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(条約)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約(一一)

(省令)

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働五八)
- 医薬品等を使用することができるタール色素を定める省令の一部を改正する省令(同五九)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同六〇)
- 薬事法施行規則第十一条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令(同六一)
- 薬事法施行規則第二十四条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録に関する省令(同六二)
- 児童手当事務費交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六三)
- 人口動態調査令施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部を改正する省令(同六五)

三 完 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 歯科衛生士法施行規則の一部を改正する省令(同六六)
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六七)
- 柔道整復師法施行規則の一部を改正する省令(同六八)
- 言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令(同六九)
- 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同七〇)
- ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令(経済産業四八)
- 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令(経済産業・環境二)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(環境八)

(告示)

- 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額(総務二八一)
- 国が行う補助の対象となる消防施設の基準額の一部を改正する件(同二八二)
- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件(同二八三)
- 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件(同二八四)

三 完 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験局が使用可能な周波数等を定める件(同二八五)
- 航空機地球局の運用義務時間がその航空機の航行中常時となる区域を定める件(同二八六)
- 無線従事者でなければ行つてはならない無線設備の操作を定める件(同二八七)
- 航空機地球局の無線設備の技術的条件を定める等の件の一部を改正する件(同二八八)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の効力発生に関する件(外務一一三)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に関する書簡の交換に関する件(同一一四)
- 平成十六年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件(財務一五二)
- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令第六條第一項の規定に基づき独立行政法人造幣局が国庫納付金の見込額を納付するときの納付金の金額等を定める件(同一一五二)
- 厚生労働大臣が定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(厚生労働一五三)
- 公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する件(同一一五四)
- 生物学的製剤基準を定める件(同一一五五)
- 薬事法第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一一五六)

- 生物由来原料基準の一部を改正する件(同一一五七)
- 化粧品基準の一部を改正する件(同一一五八)
- 保安林の指定をする件(農林水産七二六、七六八)
- 保安林の指定を解除する件(同七六九、八一)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(同八二、八三三)
- 保安施設地区の指定をする件(同八三四、八三五)
- ガス事業生産動態統計調査規則第五条第三項の規定に基づくガス事業生産動態統計調査の調査票用紙の様式等を定める件(経済産業一一)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の三及び第二十六条の四の規定に基づき、申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示を定める件(同一一二)
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六條の二第一項、第十七條の三第二項及び第十七條の四第三項の登録分析機関を登録した件(同一一三、一一四)
- 平成十六年度中小企業支援計画の要旨(同一一五)
- 道路に関する件(東北地方整備局四七、四八)
- 都市計画に関する件(関東地方整備局一四三)
- 道路に関する件(同一四四、一四五)
- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(同一四六)
- 道路に関する件(北陸地方整備局六〇、六四)

- 道路に関する件(以下次のページへ続く)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

三 ねずみ、昆虫等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法第十四条又は第十九条の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中事務所衛生基準規則第五条の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定、第八条の改正規定(前条を一「第七条」に改める部分を除く)及び第九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この省令の施行の際現に中央管理方式以外の空気調和設備又は機械換気設備を設けている室については、当分の間、第一条による改正後の事務所衛生基準規則第五条第一項第一号の規定は、適用しない。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〇経済産業省令第四十八号

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号)の一部の施行に伴い、及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項の規定に基づき、ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

経済産業大臣 中川 昭一

ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

ガス事業生産動態統計調査規則(昭和二十六年総理府令第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の申告をするときは、経済産業大臣に提出するものとする。

この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条第三項の規定は適用しない。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

〇経済産業省令第二号

環境省令第二号

特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第五十一条の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成十二年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号トを次のように改める。

ト 特定家庭用機器廃棄物から令第二条第二項各号に掲げる特定物質等であつて冷媒として使用されていたもの又は断熱材に含まれているものを回収して、これらを自ら破壊し又は他の者に委託して破壊した場合に、当該断熱材に含まれているもの及び当該断熱材に含まれているものに、それぞれ回収したものの重量、自ら破壊したものの重量及び破壊を委託したものの重量並びに当該委託したもののうち破壊されたものの重量

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

〇環境省令第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項ただし書及び第六項ただし書、第十四条の四第五項第一号(同法第六項の二第二項において準用する場合を含む)、第十五条の二第一項第一号、第十五条の二の二並びに第十五条の三の三において準用する同法第八条の四、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第六条第一項及び第十一号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第四条の二第一号へ及びト(3)の規定に基づき、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を実施するため、廃棄物の

処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一を次のように改める。

令第一条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器的構造

第一条の十一 令第一条第一号に掲げる廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。

二 収納しやすいこと。

三 損傷しにくいこと。

第一条の十一の次に次の一条を加える。

二(感染性一般廃棄物を収納する運搬容器的構造)

第一条の十一の二 感染性一般廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、前条第二号及び第三号の規定の例によるほか、密閉できることとする。

第一条の十四第一号中「に掲げる一般廃棄物」を「に掲げる廃棄物」に、「当該一般廃棄物」を「当該廃棄物」に改める。

第九条第十二号を同条第十三号とし、同条第十三号中「同じ」の下に「のみ」を加え、同条第十二号を同条第十二号とし、同条第十三号中「限る。」の下に「のみ」を加え、同条第十号中「限る。」の下に「のみ」を加え、同条第十号中「限る。」の下に「のみ」を加え、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不潔物(事業活動に伴つて生じたものであつて、牛の脊柱に限る。)のみの収集又は運搬を業として行う者

第九条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「この項」の下に「第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十号の二十二第二項において準用する場合を含む。」、第十条の四第四項(第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十号の二十二第三項において準用する場合を含む)及び第十二条第一項第三号(第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む)を加え、「前項」を「第二項」に改め、「当該許可に係る許可証」の下に「許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ)を作成しているときは、前項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

第十条の三第八号中「(死体)」の下に「のみ」を加える。

第十条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「この項」を「第九条の二第四項(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十号の二十二第二項において準用する場合を含む)」、この項(第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十号の二十二第三項において準用する場合を含む)及び第十一号第三項(第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む)に、「前項」を「第二項」に改め、「当該許可に係る許可証」の下に「許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第八号に掲げる書類のうち第九号の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

○特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成十二年 厚生省 通商産業省 令第一号)

改正案	現行
<p>第四十七条 法第五十一条の主務省令で定める事項は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 再商品化等に必要な行為を実施する場合 当該再商品化等に必要な行為についてのイからトまでに定める事項</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 特定家庭用機器廃棄物から令第二条第二項各号に掲げる特定物質等であつて冷媒として使用されていたもの又は断熱材に含まれているものを回収して、これらを自ら破壊し又は他の者に委託して破壊した場合には、当該冷媒として使用されていたもの及び当該断熱材に含まれているものごとに、それぞれ回収したものの重量、自ら破壊したものの重量及び破壊を委託したものの重量並びに当該委託したもののうち破壊されたものの重量</p> <p>二〜三 (略)</p>	<p>第四十七条 法第五十一条の主務省令で定める事項は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 再商品化等に必要な行為を実施する場合 当該再商品化等に必要な行為についてのイからトまでに定める事項</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 特定家庭用機器廃棄物から令第三条各号に掲げるもののうち冷媒として使用されていたものを回収し、これを破壊した場合には、当該冷媒として使用されていたものの重量</p> <p>二〜三 (略)</p>